

改正 平成27年3月25日首鉄運営26第293号 平成28年2月1日首鉄運営27第237号

（適用範囲）

第1条 この基準は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、首都圏新都市鉄道株式会社（以下これを「当社線」という。）の経営する鉄道並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

（知的障害者）

第2条 この基準において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

（注）療育手帳の様式は、次の各号のとおりです。

（1）事務次官通知により示された様式

（2）「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 傷害保健福祉部企画事務連絡）により示された様式

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分する。

（1）「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

（2）「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

（介護者）

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券等の種類・乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券等と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券等の種類は、次のとおりとする。

（1）普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

（2）定期乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

（3）回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。

2 知的障害者が普通乗車券によって当社線と連絡運輸会社線の連絡運輸区間を通じて単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。

（割引率）

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券等の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券等を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券等の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方等)

第12条 知的障害者が療育手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。

(1) 第1種知的障害者又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示を行う。

(直径1cm)

(2) 第1種知的障害者が介護者と共に乗車する場合及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合は一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示をする。

知的障害者に対する乗車券(直径1cm) 5mm

介護者に対する乗車券(直径1cm) 5mm

(注) 知的障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(3) 当社線に限って乗車する大人の知的障害者並びに介護者は、自動券売機により、小児用普通乗車券を購入した場合は、療・育・護の表示を省略することができる。この場合案内改札口で入出場の際に療育手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

附 則

この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月15日から施行する。